

疫学研究指針の見直しに関する専門委員会の設置について

平成18年6月9日

1. 設置の趣旨

疫学研究の適正な実施を目的として、平成14年6月に「疫学研究に関する倫理指針（以下「疫学研究指針」という。）」を文部科学省と共同で策定した。疫学研究指針においては、その後の科学技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しが行われるよう、施行後5年を目途に見直しを行うことを規定しており、平成19年6月30日を目途に見直しの検討を行う必要がある。

このため、厚生科学審議会科学技術部会に本委員会を設置し、検討を行う。

2. 検討課題等

疫学研究指針の運用及び遵守状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

3. 構成

疫学研究者、医療関係者、法学・倫理学専門家等から構成する（委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。）

4. その他

疫学研究指針は、文部科学省との共同告示であることから、本委員会と文部科学省の審議会（本委員会と同様の趣旨で審議会の下に設置された委員会）を合同で開催するなど、文部科学省と連携を図りつつ議論を進めるものとする。